

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案要綱

第一 港則法の一部改正

一 航路外での待機の指示に関する規定の創設

港長は、自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれがある場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができるものとする。

(第十四条の二関係)

二 効率的な港内の交通整理の手法の導入

一定のトン数又は長さ以上の船舶は、一定の水路を航行しようとするときは、港長に、船舶の名称等を通報しなければならぬものとともに、当該水路に接続する海上交通安全法の航路を航行しようとする船舶が、同法の規定による通報と併せて、停泊し、又は停泊しようとするけい留施設を通報したときは、当該水路に係る通報をすることを要しないものとする。

(第三十六条の三関係)

三 異常な気象等の場合の危険防止のための命令等

港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情による危険を防止する等のため、特定港内等にある船舶に対し、停泊する場所及び方法を指定し、移動を制限し、又は特定港内等から退去することを命ずることができるものとともに、危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(第三十七条関係)

四 船舶の安全な航行を援助するための措置の実施

1 港長が提供する情報の聴取

港長は、第十八条第二項の特定港内の一定の航路及びその周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要がある一定の区域を航行する等の条件に該当する船舶に対し、船舶交通の障害の発生に関する情報その他の当該航路等を安全に航行するために当該船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供するものとともに、当該船舶は、当該航路等を航行している間は、当該情報を聴取しなければならぬものとする。

(第三十七条の三関係)

2 航法の遵守及び危険の防止のための勧告

港長は、1の船舶が交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は当該船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため、必要な限度において、当該船舶に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告できるものとするとともに、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができるものとする。

(第三十七条の四関係)

五 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第二 海上交通安全法の一部改正

一 航路における一般的な航法の設定

1 追越しの禁止

一定の航路の区間をこれに沿って航行している船舶は、他の船舶（著しく遅い速力で航行している船舶を除く。）を追い越してはならないものとする。

(第六条の二関係)

2 航路外での待機の指示

海上保安庁長官は、自然的条件及び船舶交通の状況を勘案して、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれがある場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができるものとする。

(第十条の二関係)

二 特定の海域における航法の設定

1 来島海峡航路における航法

イ 逆潮の場合は、一定の速力以上の速力で航行するものとする。

ロ 海上保安庁長官は、来島海峡航路において転流すると予想される場合等において、船舶交通の危険を生ずるおそれがあるとき、航路をこれに沿って航行し、又は航行しようとする船舶に対し、特別な航法を指示することができるものとする。

ハ 来島海峡航路をこれに沿って航行しようとする船舶の船長は、その名称等を海上保安庁長官に通報しなければならないものとする。

(第二十条関係)

2 航路以外の海域における航法

海上保安庁長官は、自然的条件、工作物の設置状況又は船舶交通の状況により、船舶の航行の安全を確保するために船舶交通の整理を行う必要がある航路以外の海域について、船舶の航行に適する経路を指定することができるとし、当該海域を航行する船舶は、できる限り、当該経路によって航行しなければならないものとする。

(第二十五条関係)

三 船舶の安全な航行を援助するための措置の実施

1 海上保安庁長官が提供する情報の聴取

海上保安庁長官は、航路及びその周辺の特に船舶交通の安全を確保する必要がある一定の海域を航行する等の条件に該当する船舶に対し、船舶交通の障害の発生に関する情報その他の当該航路等を安全に航行するために当該船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供するものとする。ともに、当該船舶は、当該航路等を航行している間は、当該情報を聴取しなければならないものとする。

(第二十九条の二関係)

2 航法の遵守及び危険の防止のための勧告

海上保安庁長官は、1の船舶が交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は当該

船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため、必要な限度において、当該船舶に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告できるものとともに、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができるものとする。

(第二十九条の三関係)

四 その他

1 進路を知らせるための措置

船舶が航路外から航路に入ろうとするとき等は、進路を他の船舶に知らせるため、信号による表示に加えその他一定の措置を講じなければならないものとする。

(第七条関係)

2 巨大船等の航行に関する通報の対象船舶の追加

航路を航行しようとするときにあらかじめ船舶の名称等を通報しなければならない船舶として、航路ごとに定める一定の長さ以上の船舶等を追加するものとする。

(第二十二条関係)

3 危険防止のための交通制限に係る手続の迅速化

海上保安庁長官は、船舶交通の障害の発生等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある

る海域について、緊急の必要がある場合においては、告示以外の適当な方法により、当該海域を航行することができる船舶又は時間を制限することができるものとする。こと。

(第二十六条関係)

4 その他所要の改正を行うものとする。こと。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。ただし、第二の四の改正規定については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。こと。

(附則第二条及び第三条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。こと。

(附則第四条関係)